

No.	質問に係る公表資料の名称及び該当箇所	質問内容	回答欄
1	仕様書 契約書	燃料費調整に関してご確認させていただければと存じます。 仕様書では具体的な記載がないことから3.その他(1)に記載の通り、協議の上で設定することになるかと思います。 「その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、電力供給者と需給者の協議のうえ定めるものとする。」 一方で契約書 第7条(電気料金の算定)第4項に以下の記載がございます。 「第1項の燃料費等調整額は、北海道を供給区域とする電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という。)が定める算式によって算定された額を超えない範囲とする。」 また第3条(契約単価の変更)には以下のようにも記載されております。 「受注者の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要が生じたときは、協議の上これを変更することができるものとする。」 弊社では燃料費調整による料金単価の変動といった仕組みを取り入れておりません。燃料費調整を行わないことで燃料市況の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定することにより予算管理にも貢献できるかと思います。 弊社のように燃料費調整がない事業者が落札した場合には燃料費調整を行わないということは認めていただけますでしょうか。 燃料費調整が必須の場合は入札に参加することができませんので確認させていただけますと幸いです。	電気料金(1月当たり)の算定については、契約書(案)第7条に記載のとおり「契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した電力量に応じた電力量料金及び燃料費等調整額及び契約書(案)第5条に規定する超過金の合計額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計代金額」としておりますので、同条に基づき算定する必要があります。 したがって、燃料費等調整額を算出する必要が生じた場合には調整を行います。
2	入札書	入札書記載日付のご指定はございますでしょうか。	入札日(令和6年8月6日)を記載してください。
3	入札書	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札日(令和6年8月6日)を記載してください。
4	契約書追記依頼 契約書(案)第2条(権利又は義務の譲渡等)	下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。この後に 一ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	権利または義務の譲渡等については、契約書(案)第2条で、本学の書面による承諾を得た場合は、この契約により生ずる権利の譲渡を認めていることから、契約書(案)の変更はできません。

5	計量、検査の方法の承認依頼 契約書(案)第6条(計量及び検査)	記載では「受注者は、毎月末日 24 時の計量器に記録された値を読み取り、計量した最大需要電力、昼間及び夜間別に使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)並び力率を記録した書面により発注者に通知し、確認を受けなければならない。」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面：計量⇒確認⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承ください。と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。	計量については、契約書(案)第6条第1項の「毎月末日 24 時」を「翌月1日の午前0時」に読み替えても問題ありません。 また、使用電力量等の通知(Web上での通知を含む。)については、契約書(案)第6条第1項に記載のとおりです。
6	政府契約の遅延利息での支払い変更依頼 契約書(案)第8条(料金の請求及び支払)	料金の支払いが期限内に支払われない場合発注者は、遅延した日数分を政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を受注者に支払うものとする。	本学が当事者となる契約は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第2条で定義される「政府契約」ではなく、本学においては民法第404条第2項の法定利率を適用しておりますので、契約書(案)第8条第3項の遅延利息(当該未払額につき年 3. 0 パーセントの割合で計算して得た額)を変更することはできません。
7	契約書追記依頼 契約書(案)第20条(電力の供給に関する損害賠償)	発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約 が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、6に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、同項目に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』	発注者の責めに帰すべき事由により発生する違約金の請求については、契約書(案)第19条に受注者の損害賠償請求等に係る条項があるため、条項の追加はできません。
8	契約書修正依頼 契約書(案)第24条(契約に定めのない事項)	定めのない事項に付き協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	契約書(案)第24条において、契約に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議により定めることとしていることから、変更はできません。
9	請求書について	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。 毎月、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしく申し上げます。	請求書については、電子印の押印がある請求書又は本学が指定する押印省略の対応(請求書内に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先電話番号の記載)がなされた請求書のダウンロードが可能であれば問題ありません。
10	—	契約に至った場合は、現行の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。	燃料費等調整額については、契約書(案)第7条第4項に定めるとおり「調整額は、北海道を供給区域とする電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という。)が定める算式によって算定された額を超えない範囲」とします。
11	仕様書	各施設について、自動検針装置はついてますか。	設置されています。

12	—	今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約しておりますでしょうか。また、融雪設備等は設置されていますか。	融雪設備等の電力は、主契約に含んでおります。 融雪設備等は設置しております(附属病院ヘリポート他)。
13	入札説明書 12その他	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)	基本料金における力率については、入札説明書「12 その他(4)入札書の記載方法」に記載のとおり「85パーセント」として算定してください。
14	—	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。 また、エクセルデータを頂く事が不可能な場合、内訳書は任意様式でも問題ないでしょうか。	電子データの提供はできません。 内訳書は任意様式で問題ありません。
15	請求書について	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	請求書については、電子印の押印がある請求書又は本学が指定する押印省略の対応(請求書内に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先電話番号の記載)がなされた請求書のダウンロードが可能であれば問題ありません。
16	請求書について	Web請求書について ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
17	請求書について	電子請求書が不可の方 弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)	電子請求書に対応可能です。 請求書については、電子印の押印がある請求書又は本学が指定する押印省略の対応(請求書内に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先電話番号の記載)がなされた請求書のダウンロードが可能であれば問題ありません。
18	請求書について	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
19	請求書について	弊社より発行される毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなります。複数施設を1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
20	請求書について	弊社の請求書は、原則、翌月10日より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。 ※分散検針の施設(検針日が1日以外)につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。 例 5日検針日 2月使用分 2/5～3/4までの請求書→翌月4/10頃にwebサイトへ掲載 3月使用分 3/5～4/4までの請求書→翌々月5/10頃にwebサイトへ掲載 電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。	請求書については、電子印の押印がある請求書又は本学が指定する押印省略の対応(請求書内に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先電話番号の記載)がなされた請求書のダウンロードが可能であれば問題ありません。

21	—	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。 また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。 また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込にしましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。 ※契約開始直後:直近6か月前後(23年4月供給開始の場合⇒対象:22年10月～23年6月)	建替・増築に係る移転はありません。 引き込み位置の移設・変更の予定はありません。 契約開始後に発生した工事予定を協議することについては、契約締結後に要望があれば、協議することとします。
22	入札説明書 12その他(11)	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	開札結果の公開方法・範囲については、入札日の翌日から起算して72日以内に、本学ホームページにおいて、下記の内容について公開します。 ① 落札又は随意契約に係る物品等の名称及び数量 ② 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ④ 落札金額又は随意契約に係る契約単価及び入札総価額 なお、落札者については、開札日当日に電話又はメールで連絡します。 また、落札者以外についても、希望があれば開札日に電話又はメールで開札結果について連絡可能です。
23	契約書修正依頼 契約書(案)第24条(契約に定めのない事項)	燃料費調整額の使用について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。 また、上記について契約書への条文追加・変更は可能となりますでしょうか。	契約書(案)への記載は、燃料費等調整額のみとし、燃料費等調整単価については、契約書(案)への記載はしません。
24	—	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容(電気受給約款、託送供給約款)に基づいて入札額(入札単価)を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。	契約書(案)第24条において、「この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。」とされていることから、契約に定めのない事案が生じた際に協議を行うものとします。
25	—	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合) また、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なる事になるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承下さい。	本契約の供給期間中の契約電力の変更希望及び予定はありません。 また、契約開始後、契約電力の変更について必要が生じた場合には、契約書(案)第5条に基づき協議を行うこととなります。
26	—	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約開始前に、契約電力の変更について必要が生じた場合には、契約書第(案)5条に基づき協議を行うこととなります。

27	—	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例： 契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW	今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績は以下のとおりとなります。 契約電力：4600kW 最大需要電力実績：2023年8月 4103kW
28	添付書類について	「添付書類に係る詳細事項」 2 納税証明書 欄に原本提出と記載がございますが、当社で用意できる証明書の一部が電子発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
29	入札説明書 12(4)1kWhの単価を記載。	弊社は市場連動型での参加希望です。 1kWhの単価は平均値での記載は可能でしょうか。	契約単価について、平均値で記載することは認めていません。
30	環境配慮要綱	EA21などの準備中です。 落札した入札の再エネルギーの供給割合など加点項目はございますか。	特にありません。
31	随意契約について	随意契約に移行した場合、今回の一般競争入札に参加していないと参加できませんか。	入札への参加が条件です。
32	契約書 第6条（使用電力量の計量）	使用量を含むご請求情報は、一般送配電事業者から原則として検針日から起算して5営業日までに小売電気事業者（弊社）へ提供される検針結果（確定使用量データ等）にもとづき料金の算定を行なうため、原則として検針日から起算して6営業日までにお客さま専用Webページでのお知らせとなることを認めていただけるか。	契約書（案）第6条及び第8条に記載のとおりです。 計量：毎月末日24時の計量器に記録された値 請求：毎月15日までに前月分の料金を請求
33	契約書 第24条（契約に定めのない事項）	当社は、次の場合に、電力契約標準約款（高压）を変更することがあり、この場合には、契約期間満了前で あっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款に基づき変更することは可能か。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要があるが生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	契約書（案）第24条において、「この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。」としていることから、契約に定めのない事案が生じた際に協議を行うものとします。
34	契約書 第24条（契約に定めのない事項）	契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとされる場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日、に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	契約書（案）第24条において、「この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。」としていることから、契約に定めのない事案が生じた際に協議を行うものとします。

35	物品競争入札心得 第12条（契約の締結）	現在、他社供給中のため、当社が落札した場合には、マッチング処理が必要となり、7日以内に契約書の締結ができない可能性があるが、認めていただけるか。	認められません。
----	----------------------	--	----------